

荒尾市民病院白衣等洗濯業務委託仕様書

本仕様書において荒尾市民病院（以下「委託者」という。）が受託者に委託する白衣等洗濯業務に関してはその仕様を下記のとおりとする。

記

1. 委託の種類

委託の種類は、白衣等の選択業務委託とし、受託者は「荒尾市民病院白衣等洗濯業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、誠実に履行するものとする。

2. 作業内容の範囲

- (1) 院内の各部門から出される医療行為等に使用した衣類等の洗濯、乾燥、折り畳み、シミ抜き作業及び回収場所への集配業務を行う。
- (2) 回収場所
北病棟 1 階東側通路（霊安室前廊下）
- (3) 収集日
洗濯物の回収、納品作業は、毎週火・金曜日に行うものとし、原則として午前 10 時から 11 時までに回収作業、午前 9 時から 10 時までに納品作業を行うものとする。但し、手術室は午前 9 時 30 分までに納品すること。
- (4) 配送場所
各部署へ納品（外来は 2 階ブロック受付横の 1 ヶ所）
- (5) 対象洗濯物の種類及び年間業務量
別紙集計表のとおり
年間数量はあくまでも過去の実績をもとに算出したものであるため、その数量は変動する可能性がある。

3. 回収した洗濯物の取扱い

- (1) 感染性洗濯物の取扱い
 - ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項から第 5 項までに規定する感染症の病原体に汚染されている物又はその恐れのある洗濯物を感染性洗濯物とする。
 - ②各部門から出される感染性洗濯物はその他の洗濯物と区別し、委託者の指定する容器に入れて回収する。
 - ③回収した洗濯物は、洗濯作業前に委託者の所有する消毒処理機器により一次消毒処理を行い、対象物の院外への搬送については必ず一次消毒処理が完了した後に行うこと。

- ④一次消毒処理作業は週 2 回、委託者の指定した日時に院内においてその作業を行うものとする。消毒処理作業は委託者が行い、その際に使用する消耗品については委託者が費用を負担する。
- ⑤一次消毒処理後の洗濯処理の際は、塩素系漂白剤等による消毒若しくは洗濯物の材質等からみて適切な消毒効果が認められる処理方法による消毒を十分に行うとともに、熱に弱い素材を除き熱水（80 度 10 分以上）による処理を行うこと。

(2) その他の洗濯物の取扱い

- ①感染性洗濯物以外のその他の洗濯物は感染性の物と別に委託者の指定する容器に入れ回収する。
- ②回収した洗濯物はすみやかに院内より業務委託施設へ搬送を行うこと。
- ③洗濯処理の際は、塩素系漂白剤等による消毒を十分に行うとともに、熱に弱い素材を除き熱水（80 度 10 分以上）による処理を行うこと。
- ④その他の処理方法により消毒処理を行う場合は委託者の許可を得ること。

(3) 共通項目

- ①洗濯物のシミ抜きについては、血液、ボールペン、マジックインキ、飲み物等のシミ抜き作業を行うこととし、洗濯物の素材を傷めてしまうような深刻なマジックインキ等のシミ抜きについては、その素材の状況により委託者、受託者が随時協議するものとする。
- ②洗剤を用いて洗濯後、綿製品は糊付けを行い、ポリエステル製品及び毛布については柔軟材を使用し、仕上げること。
- ③仕上げ作業は、白衣、白ズボン、予防衣、エプロン等についてはプレスによる仕上げとし、看護衣（ワンピース、上下衣）や手術衣等を含むその他全般についてはアイロンでの仕上げとする。
- ④洗濯作業によっておこる洗濯物のボタンの破損、紛失、ファスナー等の壊れ、縫い目のほつれ等の修理、補修については、受託者が費用を負担するものとする。
- ⑤洗濯物は回収した個所ごとに区別して、部署ごとに納品すること。
- ⑥各部署との回収及び納品時の洗濯物枚数の確認は委託者が指定する確認書により行うこととする。

4. 届出

受託者は受託業務を行う施設について、クリーニング業法の規定による都道府県知事にクリーニング場所の開設の届出を行い、その届出書の写し及び許可証の写しを委託者に提出すること。

5. 契約金額

- (1) 業務契約は単価契約とする。
- (2) 落札決定に当たっては、1 年間の見込数量に単価を乗じた年間金額の合計で入札し、

予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする（消費税及び地方消費税は除く）。見込数量については別表を参照。

6. 契約金額の改定

契約金額は、経済情勢の変動、諸器材料の価格又は労働賃金に著しく変動を生じた場合、その他やむを得ない理由があるときは、委託者、受託者協議の上契約金額を改定することができる。

7. 作業上の注意点と損害賠償義務

- (1) 受託者の善良なる管理者の注意をもって作業を遂行するものとする。
- (2) 天災地変その他不可抗力によって作業上重大な損害を生じた場合においては、受託者が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められる時は、その責を負わないものとする。

8. 作業員の規律と管理

受託者は、受託者の作業員の風紀、衛生及び作業規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

9. 用具等の準備

業務に使用する機械器具及び消耗品、洗剤、漂白剤及び柔軟剤等は、全て受託者所有のものを使用するものとする。

10. 注意事項

- (1) 委託者が必要と認めるときは、受託者は受託業務に係る施設、設備及び方法について、委託者の検査に応じなければならない。
- (2) 院内作業は、診療及び一般業務の支障のないよう注意すること。
- (3) 患者の安静療養を妨げないこと。
- (4) 院内感染には十分注意するとともに不衛生にならないよう注意すること。
- (5) その他細部については、病院担当者の指示を受けること。

11. その他

- (1) 受託者が受託業務を行う際は、医療法、医療法施行令、施行規則及びその他関係通知を遵守すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項であっても、洗濯業務上当然行うべき事項についてはこれを実行し、又は委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は契約開始日の1週間前までに受託業務の作業施設及び設備を整え、業務を遅滞なく遂行すること。

(別表)

白衣等洗濯実績表

No.	品名	年間 見込枚数	摘要
1	白衣 (上衣)	18,000	長・短白衣、看護師の上着、看護衣 (ワンピース)
2	白衣 (ズボン)	20,000	各種
3	予防衣	350	割烹着や患者検査用上着
4	エプロン	250	
5	手術衣	7,100	手術着の上着 (Dr 用)
6	透視着	1,300	レントゲン検査用
7	透視ズボン	400	レントゲン検査用
8	帽子	500	看護助手用
9	外来タオルケット	1,500	
10	外来バスタオル	3,500	
11	診察台枕カバー	10	
12	診察台ベッドカバー	80	
13	患者用短パン	250	
14	患者用チョッキ	100	
15	放射線衣	300	
16	放射線パンツ	520	
17	カーテン (各種)	700	
18	白ジャケット	30	
19	ハーフケット	10	

※年間見込枚数は平成 28 年度実績を元にしたもの